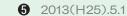
	クリング・オフとは、訪問販売や電話御 のーリング・オフとは、訪問販売や電話御 のーリング・オフとは、訪問販売や電話御 ができる制度です。 クーリング・オフをした場合、支払った金 額は全額返金されます。契約書に「キャンセ ル料」や「違約金」について書かれていても、 これらを一切支払う必要はありません。「不 要な物だった」「だまされた」と気付いたと きに、この制度は有効です。 ただし、自ら店舗に出向く、または通信販 売で購入した場合は、この制度は利用でき ません。健康食品や化粧品などを開封した 場合も同様です。クーリング・オフができる 期間は、取り引きの形態によって異なりま す。詳しくは、相談センターへお問い合わせ	誰もが被害者となる可能性がある悪 質商法。市に寄せられる相談からも、そ の手口が多様化、巧妙化していること が分かります。 のポイントなどを紹介します。 のポイントなどを紹介します。
正相談はための           正相談はための           これ間になったの           市民生活総合相談センター           電話         24-2111(内線259・459・460・461)           相談日         月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分~午後5時30分           場所         花巻市役所本庁(新館1階)	会などで、ぜひご利用ください。講座の開催 は無料です。 「おかしいぞ」 「だまされた」と思ったら すぐに相談センターに相談してください。消費生活に関する相談のほか、市民の皆 さんの困り事などに、常時5人の相談員が 応じています。 ご利用の際は、電話または直接窓口へお 越しください。相談料は無料。相談は個室で 行われ、秘密は厳守されます。 そも定期的に開催しています。日程など 詳しくは、「広報はなまき」(今号は6ペー ジ)やHフHム・ワンでお知らせします	消費者契約(悪質商法など) に関する相談件数 (相談センター)
「お金をあける」などのメートに誘導され、相手の巧妙、トに誘導され、相手の巧妙、たいの見知らな事例では、だまされたと証明することは難しく、支払ってしまった難しく、支払ってしまったは、だが金を取り戻すことも困難にす。ネット上の見知らぬです。ネット上の見知らなが増えのようなという相談が増えが金を取り戻すことも困難が、	事例3 催眠商法 事例4 出会い系サイ・パソコンに「1200」 よールが届き、信じた すの4 出会い系サイ・パンコンに「1200」	事例2 「今取っている 満聞の勧誘員が「朝 ができる期間は8日間 ができる期間は8日間 ができる期間は8日間 ができる期間は8日間 ができる期間は8日間
トに誘導され、相手の巧妙な言葉を信じてやしまったという相談が増えています。高齢者しまったという相談が増えています。の被害も報告されています。 「お金をあげる」はウソ! 「お金をあげる」はウソ! このような事例では、だまされたと証明することはまされたと証明することは、だなしく、支払ってしまったという相談が増えています。高齢者にす。ネット上の見知らぬ してす。ネット上の見知らぬ 「お金を取り戻すことも困難 しく、支払ってしまった 「お金をあげる」などのメールから有料サイトに誘導され、相手の巧妙な言葉を信じてやしましょう。	事例3 催眠商法 時間3 催眠商法 第例3 催眠商法 第例3 催眠商法 第例3 単の 日用品を無料で配ったりし 日用品を無料で配ったりし たびみな話術で会場を ながら、巧みな話術で会場を ながら、巧みな話術で会場を ながら、巧みな話術で会場を ながら、巧みな話術で会場を ながら、巧みな話術で会場を ながら、巧みな話術で会場を ながら、巧みな話術で会場を ながら、巧みな話術で会場を ません。気を付けましょう。 ません。気を付けましょう。 ません。気を付けましょう。	<b>事例2</b> 訪問販売 「今取っている新聞で充分」 「今取っている新聞で充分」 できたり、すごんでみたり、 すごんでみたり、すごんでみたり、 すごんでみたり、すごんでみたり、 すごんでかたり、 すごんでみたり、 すごんでみたり、 すごんでかたり、 すごんでかたり、 するとしたという相 しないようにし ましょう。 クーリング・オフ(次ページ上参照) ことが難しいので注意が必要です。



5月は消費者月間



相談件数が増えています悪質商法に関する
私たちの身の回りにはさまざまな商品や
サービスがあふれ、暮らしを豊かにしてく
れています。しかしその一方で、それらをめ
ぐり、悪質商法などのトラブルに巻き込ま
れるケースが後を絶ちません。
昨年度、花巻市市民生活総合相談セン
ター(以下「相談センター」と言います)に寄
せられた、消費者契約(悪質商法など)に関
する相談件数は554件。60歳以上の方を
中心に増加傾向にあり、2年前の相談件数
より182件(4・9ぎ)増加しています(左
表参照)。

## らうこんな手口に要注意!

事 例 1	電話勧誘
「注文の	「注文のあった健康食品を代金引換
で送る	で送る」と電話があったのですが…
「 注 し	「注文した覚えはない」と伝えても、「確かに
注文して	注文している。支払わないと訴える」と脅さ
れ、実際に	れ、実際に商品を届けられるなど、強引な送り
つけ商法が	つけ商法が横行しています。
▼商品は	商品は受け取らない!
注文し	注文していなくても、代金 ? !!!!
を支払い平	を支払い受け取ってしまった
商品は、た	商品は、たとえ未開封でも返
品は容易	品は容易にはできません。商品が届いても安
易に受け取	易に受け取らないようにしましょう。